

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和7年11月25日

県北広域振興局長 佐々木 哲

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 有限会社市川商会
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ久慈 久慈市長内町第29地割15番1ほか31筆
- (3) 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- (4) 変更する年月日 令和7年10月30日
- (5) 変更の理由 来客者の利便性の向上のため

2 届出年月日 令和7年10月30日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所